



厚生労働省北海道労働局発表
令和2年2月12日

担当	厚生労働省 北海道労働局雇用環境・均等部指導課 課長 八島 寿春
	副主任雇用環境改善・均等推進指導官 龍瀧 良之
	代表電話 011(709)2311 (内線 3577)
	直通電話 011(709)2715

報道関係者 各位

「労働施策総合推進法(パワハラ防止対策義務化)及び女性活躍推進法改正に関する説明会」を道内4か所で開催(苫小牧、旭川、帯広、札幌)

労働施策総合推進法が改正され令和2年6月1日(中小企業は令和4年4月1日)から、パワーハラスメント防止対策が事業主に義務化されることとなりました。

また、女性活躍推進法が改正され令和2年6月1日から、常時使用する労働者数が301人以上の事業主は、情報公表項目について①職業生活に関する機会の提供に関する実績、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があることとなるほか、女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)が創設されることとなります。(省令により、令和2年4月1日から、一般事業主行動計画の目標区分を各区分ごとに定量的に定めることが必要となります。)

さらに、令和4年4月1日から、常時使用する労働者数が101人以上の事業主にも、一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務が拡大されます。

ふくし わたる

このため、北海道労働局(局長 福士 亘)では、事業主、人事労務管理担当者等を対象に、これらの法律の内容についての理解を深め、速やかに取組を進めていただくため下記により説明会を開催いたします。

なお、函館、北見及び釧路においては、4月下旬から5月中旬に説明会を開催することとしています。

【開催場所・日時】

苫小牧	苫小牧市民活動センター	講習室	令和2年2月19日	14時00分	空席あり
旭川	おびった	会議室1	令和2年2月21日	14時00分	空席あり
帯広	とちちプラザ	大集会室西	令和2年2月26日	14時00分	空席あり
札幌	札幌第一合同庁舎	2階講堂	令和2年3月10日	10時00分	満席
	札幌第一合同庁舎	2階講堂	令和2年3月10日	13時30分	満席
	札幌第一合同庁舎	2階講堂	令和2年3月11日	13時30分	空席あり

追加開催

※ 令和元年12月1日から、「ハラスメント対応特別相談窓口」(TEL 011-709-2715)を北海道労働局雇用環境・均等部 指導課内に常設しています。

■取材に関する問い合わせ先	
北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課	
労働紛争調整官	細川 哲義(労働施策総合推進法)
上席雇用環境改善・均等推進指導官	佐藤 梨香(女性活躍推進法)
直通電話:011-709-2715	代表電話:011-709-2311(内線3577)

【添付資料】

- ・ パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！
- ・ 一般事業主行動計画に、数値目標を「2つ以上」定める必要があります！